

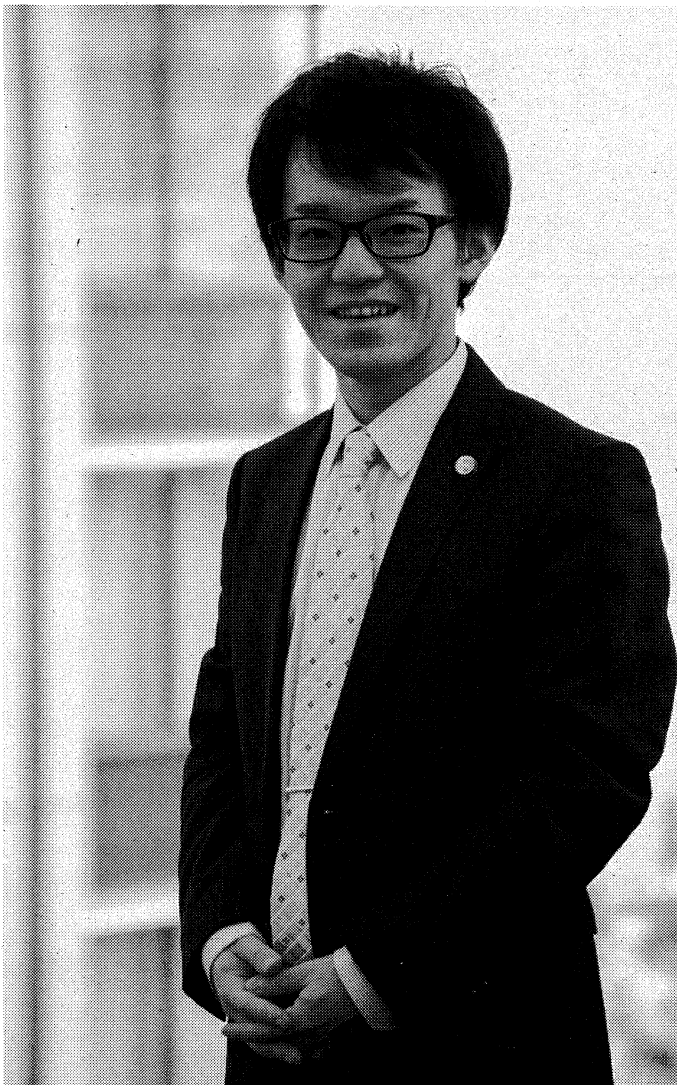
連載コラム
宇宙ビジネスと法

第1回：宇宙活動法について

宇宙ビジネスが世界的に活発化してきた。欧米などでは宇宙ベンチャーが台頭して、宇宙を新たなビジネスのフィールドとすべく、様々なアイデアを実現しようと、日夜研究開発に勤しむ。日本もまた然り。ロケットや衛星、ローバーなどを使った新たなビジネスを創出せんと、挑戦が続いている。

宇宙という広大に広がるフロンティアに、各国の様々な企業が進出しつつあって、その利権を巡る争いが勃発することも想像に難くない。そうしたなか、日本では昨年11月16日、宇宙活動法が公布された。この法律は規制を設ける一方で、ルールを明確化する狙いがある。ルールが明確化されたことにより、これまで参画しにくかった企業などが、新たなビジネスチャンスを創出しやすくなるなど、宇宙の産業利用の更なる活性化が期待できそうだ。

宇宙利用の促進が期待されるなか、法律による規制とルールの明確化が今後も進むことになっていくと思われる。そこで本紙では、センチュリー法律事務所の北村尚弘弁護士に、法律家の目線で宇宙と法を読み解いて頂くコラムをスタートすることにした。第1回目の今回は、宇宙活動法について解説いただく。(編集部)



センチュリー法律事務所の北村尚弘弁護士

1はじめに

近年、世界では、宇宙ビジネスが急速な成長を遂げている。スペースX社やブルーオリジン社が数年前から開発競争を盛り上げているほか、2015年にはアメリカにおいて商用宇宙資源開発を認める世界初の法律である商業宇宙打上競争力法が成立し、宇宙資源開発に着手する企業も現れてきている。

これまでに、アメリカやフランスを始めとする約20か国が打上げに関する法制度を整備し、国家として宇宙ビジネスの発展を後押ししているところ、日本では、昨年11月に、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」(以下「宇宙活動法」という。)が成立した。

そこで、本稿では、宇宙活動法の概要についてご紹介することとした。

2立法目的

宇宙活動法は、2008年に成立した「宇宙基本法」を踏まえ、ロケット打上げ許可制度や人工衛星管理許可制度、そしてそれらに伴う第三者損害賠償責任制度を設けることにより、民間事業者の宇宙ビジネスへの参入を促すとともに、国際競争力を強化することを目的としている(第1条)。

3ロケット打上げ許可制度

(1)概要

人工衛星等の打上げを行う際には、内閣総理大臣許可が必要となる。

(2)許可対象

まず、許可対象となるのは、「国内に所在する」打上げ施設を用いて打上げを行う場

合である(第4条第1項)。そのため、日本の民間企業が国外の打上げ施設を用いて打上げを行う場合には、許可対象外となる。

次に、許可対象となる「人工衛星等の打上げ」とは、「ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離する」行為である(第2条第5号)。そのため、人工衛星の分離を伴わない観測ロケット等は、許可対象外となる。

なお、「人工衛星」とは、「地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置して使用する人工の物体」をいう(第2条第2号)。そのため、地球回軌道への投入を予定していないサブオービタル機等は、これには該当しない。他方、地球以外の天体探査の際に用いられるローバー等は、これに含まれることになる。

(3)許可申請

打上げの都度、許可申請を行う必要がある(第4条第1項)。

(4)許可基準

ロケットや打上げ施設の安全基準については、内閣府令において定められる(第6条第1号、第2号)。

なお、許可付与までの手続きを迅速に行うために、ロケットについては型式認定制度が、打上げ施設については適合認定制度が設けられている(第13条、第16条)。

(5)損害賠償担保措置

打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じなければ打上げを行うことができない(第9条第1項)。ここでいう損害賠償担保措置とは、①第三者損害賠償責任保険契約および損害賠償補償契約(ただし、テロリズム行為等を原因として損害が発生した場合に限る。)の締結、②供託、または③これらに相当する措置をいう(同条第2項)。

なお、金額については、内閣府令にて定められる(同項)。

(6)承継

事業譲渡や合併・会社分割を行う場合、打上げ実施者の地位を承継するためには認可が必要となる(第10条)。

4人工衛星管理許可制度

(1)概要

人工衛星の管理を行う際には、内閣総理

大臣の許可が必要となる。

(2)許可対象

許可対象となるのは、「国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う場合である(第20条第1項)。そのため、日本の民間企業が国外に所在する人工衛星管理設備を用いる場合には、許可対象外である。

(3)許可申請

人工衛星ごとに、許可申請を行う必要がある(同項)。なお、宇宙活動法施行時点ですでに行われている人工衛星の管理については、適用対象外である(附則4条)。

(4)許可基準

デブリ対策として、宇宙空間の汚染防止のための基準を満たすことが求められている(第20条)。その内容については、内閣府令において定められる(同条)。

(5)承継

国内に所在する人工衛星管理設備を用いる人工衛星管理者に対する事業譲渡や合併・会社分割を行う場合には、人工衛星管理者の地位を承継するためには、認可が必要となる(第26条第1項、第3項-第4項)。

なお、国外に所在する人工衛星管理設備を用いる人工衛星管理者に対する事業譲渡の場合には、外為法に基づく輸出許可の規制が及ぶため、認可ではなく届出で足りるとされている(同条第2項)。

5内閣総理大臣による監督

内閣総理大臣は、必要な限度において、打上げ実施者や人工衛星管理者等に対し、立入検査、指導、是正命令等を行うことができる(第31条、第34条)。

6ロケット落下等による損害賠償責任

(1)概要

ロケットの落下等により、地表等の第三者に損害が生じた場合、打上げ実施者は、当該損害について賠償責任を負う。

(2)無過失責任

打上げ用ロケットの落下、衝突または爆発により第三者に損害が生じた場合には、被害者保護の観点から、打上げ事業者は無過失責任を負う(第35条)。

もっとも、打上げ事業者の従業員等、関係者に損害が生じた場合については、関係者間においてあらかじめ契約で規定すれば足りることから、除外されている(第2条第8号但書)。また、アメリカやフランスなどでは要求される、契約当事者間での損害賠償請求権の放棄(クロスウェーバー)については、宇宙活動法では特に規定されておらず、それぞれの契約に委ねられている。

(3)責任集中

ロケット落下等による損害賠償責任については、打上げ事業者以外には責任を負わないこととされており(第36条第1項)、その責任を打上げ事業者に集中させている。また、打上げ事業者以外の者にその原因がある場合でも、それが故意による場合を除き、打上げ事業者は求償できないこととしている(第38条第1項)。これは、部品メーカーを損害賠償責任リスクから解放することで、部品メーカーの新規参入を促すことを目的としている。

なお、求償権については、書面による特約は排除されていないため(同条第2項)、契約において異なる定めをすることは可能である。

(4)損害の範囲

無過失責任および責任集中が適用されるのは、「地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体」に損害が生じた場合である(第2条第8号本文)。そのため、宇宙空間において他の人工衛星等に損害が生じた場合には、無過失責任および責任集中は適用されず、原則どおり過失責任となる。

(5)損害賠償補償契約

前述のとおり、打上げ事業者には損害賠償担保措置が義務付けられているが、当該損害賠償担保措置によっても填補しきれない大きな損害が生じた場合に備え、打上げ事業者と政府は、一定限度額までを政府が補償する損害賠償補償契約を締結できるものとされている(第40条第2項)。これは、保険限度額を超える第三者賠償責任に

ついて政府補償を可能とすることで損害賠償リスクを定量化し、民間企業の打上げ事業への参入を促すことを目的としている。なお、損害賠償補償契約の補償金額を超える部分については、打上げ事業者の負担となる点については、留意が必要である。

7人工衛星落下等による損害賠償責任

(1)概要

人工衛星の落下等により、地表等の第三者に損害が生じた場合、人工衛星管理者は、当該損害について賠償責任を負う。

(2)無過失責任

人工衛星の落下または爆発により第三者に損害が生じた場合には、ロケット打上げの場合と同じく、被害者保護の観点から、人工衛星管理者は無過失責任を負う(第53条)。

また、ロケット打上げの場合と同じく、人工衛星管理者の従業員等、関係者に損害が生じた場合については、関係者間においてあらかじめ契約で規定すれば足りることから、除外されている(第2条第11号但書)。

(3)損害の範囲

ロケット打上げの場合と同じく、無過失責任が適用されるのは、「地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体」に損害が生じた場合である(第2条第11号本文)。そのため、宇宙空間において他の人工衛星等に損害が生じた場合には、無過失責任および責任集中は適用されず、原則どおり過失責任となる。

(4)その他

宇宙空間での他の衛星との衝突による損害や落下による地上損害については、その可能性が低いことから、ロケット打上げの場合とは異なり、損害賠償担保措置を講じる義務や政府補償制度は設けられていない。

8施行日等

施行日は、公布日(2016年11月16日)から2年以内の政令で定める日である(附則第1条柱書本文)。ただし、ロケットの打上げや人工衛星の管理に係る許可申請等は、公布日から1年以内の政令で定める日から申請が可能とされている(同条柱書但書、2条)。

9課題

以上が宇宙活動法の概要であるが、いくつか課題も見受けられる。

・ロケット打上げ許可の対象が「人工衛星」に限られるため、観測ロケットやサブオービタル機について、今後どのような規制態様となるのか不透明である。

・ロケットの安全基準や人工衛星のデブリ対策の基準などについては、今後、内閣府令にて制定されるため、その動向に注意が必要である。

・打上げ事業者および人工衛星管理者は無過失責任を負うが、責任を負う期間についての定めがないため、無期限に責任を負うことになる可能性がある。

・求償権について、書面による特約は排除されていないため、契約交渉における力関係から、部品メーカーが不利にならないか懸念される。

10おわりに

以上のように、なお課題は残るものの、宇宙ビジネスは多くの可能性を秘めた分野であり、新たな発想によりビジネスが創られていく分野である。今回宇宙活動法の成立を契機として、日本において宇宙ビジネスがさらに発展することを期待したい。

北村尚弘弁護士の略歴

- ・東京大学法学部卒業、東京大学法科大学院修了
- ・2013年12月弁護士登録。
- ・JAXAでのインターンを契機として、弁護士登録後も、JAXA・慶應大学宇宙法センターでの研究会に参加
- ・東京弁護士会宇宙部会に所属
- ・現在、センチュリー法律事務所弁護士として活躍